

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

連動型住宅用火災警報器の譲与に係る手続き及び履行計画の協議窓口に係る調査について

平成 21 年度補正予算における「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」については、別紙のとおり仕様書を定め、連動型住宅用火災警報器の調達（防火安全教育・指導に係る必要な支援を含む。）を行うこととしましたので、お知らせします。今後、消防庁と契約を行った業者は、概ね平成 22 年 3 月末までに各消防本部等と協議の上で履行計画を作成し、各消防本部等に対し連動型住宅用火災警報器の納入を行う予定としております。

つきましては、下記のとおり、連動型住宅用火災警報器の譲与に係る手続きについてご連絡するとともに、履行計画の協議窓口に係る調査を実施しますので、ご協力願います。

各都道府県におかれましては、管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知願います。

記

1. 連動型住宅用火災警報器の譲与に係る手続きについて

(1) 譲与申請者

原則として防火安全教育・指導の実施主体である消防本部等（消防本部を設置している場合は消防本部（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）、設置していない場合は町村。以下同じ。）が譲与申請手続きを行うこととしております。

ただし、譲与手続きに係る事務の合理化の観点から、一部事務組合等により共同で消防の事務を処理している場合における当該一部事務組合等の構成市町村の部局等が譲与申請手続きを行うことも可能です。

(2) 譲与物品等

①譲与物品

連動型住宅用火災警報器

②譲与個数

仕様書の別表に示す各消防本部等の個数※

※「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」について（内示）（平成 21 年 8 月 28 日消防庁予防課事務連絡）により内示した配備予定個数

③譲与条件

譲与物品は防火安全教育・指導に使用すること。

(3) 譲与申請手続

①都道府県

別記様式 1-1 「都道府県用様式（物品譲与申請書提出用）」（代表者印（公印）を押印）及び消防本部等から提出された別記様式 1-2 「物品譲与申請書」を書面にて、平成 21 年 12 月 18 日（金）（必着）までに消防庁予防課予防係まで提出願います。

なお、各消防本部等から提出された別記様式 1-2 「物品譲与申請書」中の「数量」が、上記(2)②に示す譲与個数と整合することを確認の上、提出願います。

②消防本部等

各都道府県消防防災主管部が指定する期日までに、別記様式 1 「物品譲与申請書」に必要事項を記載（「数量」は、上記(2)②に示す譲与個数を記載）し、代表者印（公印）を押印の上、各都道府県消防防災主管部まで提出願います。

(4) その他（留意事項等）

- ・物品譲与承認書は、平成 22 年 1 月上旬目途で、各都道府県（及び各消防本部等）に送付する予定としております。
- ・物品の受領等に係る手続きについては、別途ご連絡します。

2. 履行計画の協議窓口に係る調査について

(1) 協議窓口

消防庁と契約を行った業者との履行計画の協議窓口となる者を、消防本部等毎に 1 名登録して下さい。

(2) 回答先・回答期限等

①都道府県

別記様式 2-1 「協議窓口集計表（都道府県）」を記入の上、電子ファイルにて、平成 21 年 12 月 18 日（金）12 時（厳守）までに、消防庁予防課（担当：中村（s8.nakamura@soumu.go.jp））まで提出願います。

②消防本部等

各都道府県消防防災主管部が指定する期日までに、別記様式 2-2 「協議窓口登録票（消防本部等）」に必要事項を記載し、各都道府県消防防災主管部まで提出願います。

(3) その他（留意事項等）

履行計画の協議については、仕様書の別添「履行計画の協議要領」に従って行う予定としておりますが、具体的な協議方法等については別途ご連絡します。

〈問い合わせ先〉

総務省消防庁予防課予防係 千葉、中村、井上

TEL:03-5253-7523 mail: s8.nakamura@soumu.go.jp

仕様書

第1 名称

連動型住宅用火災警報器の調達（防火安全教育・指導に係る必要な支援を含む。）

第2 趣旨・目的

自力避難困難な者が寝泊まりするなど火災危険性の高い社会福祉施設、簡易宿泊所等において、火災を早期に覚知し、適切な通報・初期消火・避難誘導等が可能となるよう、連動型住宅用火災警報器を調達するとともに、消防本部等が実施する連動型住宅用火災警報器を用いた防火安全教育・指導を支援することを目的とする。

第3 品名・数量等

品名 連動型住宅用火災警報器

数量 330,771個

納入期限 平成22年3月31日（水）

（ただし、納入期限については、状況に応じ双方合意のもと変更を可能とする。）

第4 詳細

平成21年3月に発生した群馬県渋川市老人ホーム火災を受け、各消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）は、対象施設（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ又は（6）項ハに掲げる用途に供される部分が存する防火対象物で自動火災報知設備の設置が義務とならないものを中心とする施設で、各消防本部等が指定するものをいう。以下同じ。なお、各消防本部等における対象施設の施設数は、【別表】に示す通り。）に対し、連動型住宅用火災警報器を用いた防火安全教育・指導を実施する予定である。

このため、受託者は、【別表】に示す各消防本部等と協議の上、下記1に示す性能を有する連動型住宅用火災警報器を、下記2に示す履行計画に従って納入する。配送等に係る一切の費用は受託者負担とし、別途契約書に定めるときをもって、連動型住宅用火災警報器の所有権は消防庁に移転するものとする。

また、受託者は、下記2に示す履行計画に従って、下記3に示す支援を、平成22年3月31日（水）までの間、実施する。（ただし、期間については、状況に応じ双方合意のもと変更を可能とする。）

1 性能

- a) 「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年総務省令第11号）（以下「規格省令」という。）に適合すること。
- b) 規格省令に適合する旨の表示がなされていること。
- c) 規格省令第2条第四号に定める光電式住宅用防災警報器であること。
- d) 火災が発生した旨の信号を無線により送信し、又は受信する機能を有すること。

- e) 連動して、火災警報を発するものであること（最大連動個数は15個以上）。
- f) 無線は電波法（昭和25年法律第131号）に適合するものであること。
- g) 警報音は火災が発生した旨を日本語で報知する音声を含むものであること。
- h) 設置後に正常に稼働していることを簡易な操作等により確認できるものであること。
- i) 電源は通常の使用状態において、10年間以上使用できる電池であること。
- j) 保証期間は納入日から1年間以上であること。
- k) 製造日から概ね1年以内のものであること。

2 履行計画

受託者は、【別添】に示す要領により、各消防本部等と協議の上、その同意を得た履行計画（連動型住宅用火災警報器の納入方法・納入日等を定めた計画）を作成し、消防庁に提出すること。履行計画を変更する場合も同様とする。なお、受託者は、消防本部等から履行計画の内容について協議があった場合には、誠実に対応すること。

3 支援

- (1) 受託者は、本件で調達する連動型住宅用火災警報器の操作方法（適切な状態で設置されていることの確認方法を含む。以下同じ。）や維持管理（増設や交換の方法を含む。以下同じ。）のポイント及び下記（2）に示す問い合わせ窓口の連絡先を掲載したリーフレットを作成・印刷（47,000部）し、上記2に示す履行計画に従って納入すること。
- (2) 受託者は、連動型住宅用火災警報器の納入開始までに24時間・365日対応の問い合わせ窓口を整備した上で、本件で調達する連動型住宅用火災警報器に係る消防本部等や対象施設の関係者等からの問い合わせ等に対し、誠実に対応すること。一切の費用は受託者負担とする。
- (3) 受託者は、上記2に示す履行計画に従って各消防本部等に対し、本件で調達する連動型住宅用火災警報器の操作方法や維持管理に係る説明を実施することができるよう、必要な人員体制を整備すること。一切の経費は受託者負担とする。
- (4) 受託者は、上記（1）から（3）までに示す支援のみでは第2に示す趣旨・目的の達成が困難である場合は、対象施設への連動型住宅用火災警報器の連動設定、設置、作動確認、維持管理等に係る必要な説明及び技術的サポートについて誠意をもって対応することとし、費用は受託者負担とすること。

4 特記事項

受託者は、一の対象施設に設置される連動型住宅用火災警報器の全てについて連動が可能となるよう、連動型住宅用火災警報器を納入する。ただし、一の対象施設に設置される個数が上記1に示す性能を有する連動型住宅用火災警報器の通常最大の連動個数を超える場合など、特別な場合においては、あらかじめ消防庁と協議の上、その同意を得た方法により納入すること。

第5 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行に際しては、消防庁と綿密な連絡を取りながら、効率的かつ迅速・適正に実施すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、消防庁と受託者との協議の上で決定するものとする。

履行計画の協議要領

1 協議窓口

履行計画の協議は、消防本部等毎に消防庁が指定する協議窓口（各消防本部等に1の窓口）と行う。

2 協議方法

履行計画の協議は、電話、FAX、メール等を行うことを基本とする。

3 協議手順

- (1) 受託者が消防本部等に対し、履行計画案の作成に必要な情報を照会。（調査票を作成の上、送付。）
- (2) 照会に対する消防本部等からの回答を踏まえ、受託者が各消防本部等の履行計画案を作成し、各消防本部等に送付。
- (3) 各消防本部等に送付した履行計画案について、消防本部等の了解を得ることにより、協議終了。
- (4) 受託者は、協議終了の結果をとりまとめ、消防庁に報告。

※消防庁は、受託者と消防本部等との協議が円滑に進むよう、適宜必要な助言・指導等を行う。

※(1)に先立ち、消防庁から消防本部等に対し、履行計画の協議方法等について周知を行う。

4 協議に際しての留意事項

(1) 連動型住宅用火災警報器の納入

- ア 各消防本部等が指定する回数（各消防本部等の署数（署を設置していない場合は1とする。以下同じ。）に3を乗じた回数を上限とする。）で納入する。
- イ 各消防本部等が指定する納入日及び納入場所（各消防本部等又は当該消防本部等が指定する地方公共団体の管理（借上等を含む。）する場所を基本とする。）に、各消防本部等が指定する個数を納入する。ただし、消防本部等毎の納入個数の合計は、別表に示す個数とする。
- ウ 各消防本部等が指定する個数毎に包装・梱包又は予め連動設定を行う等、各消防本部等が円滑に防火安全教育・指導を実施することができる形で納入する。

(2) リーフレットの納入

- ア リーフレットの納入日及び納入場所は、上記(1)イの納入日及び納入場所、又は下記(3)イの実施日及び実施場所のうち、各消防本部等が指定するものとする。
- イ 上記(2)アの納入日及び納入場所毎の納入部数は、各消防本部等が指定する部数（各消防本部等が指定する部数の合計は、別表に示す施設数とする。）に、消防庁が別途指示する部数（予備として数部）を加えた部数とする。

(3) 消防本部等に対する説明

- ア 実施回数は、各消防本部等の署数を上限として、各消防本部等が指定する回数とする。
- イ 各消防本部等が指定する実施日及び実施場所で行う。（実施場所の確保は消防本部等の負担で行う。）

5 その他

履行計画の協議は、概ね平成22年3月末までに終了し、終了次第、順次納入を開始できる体制とする。

別表

消防本部等		施設数 (施設)	個数 (個)
北海道	札幌市	241	1,890
	函館市	109	982
	小樽市	65	432
	旭川市	38	332
	室蘭市	28	213
	釧路市	71	674
	帯広市	32	227
	北見地区	22	166
	夕張市	2	16
	岩見沢地区	12	83
	網走地区	18	157
	留萌	15	135
	苫小牧市	28	251
	稚内地区	17	186
	美瑛市	37	328
	虻川市	4	35
	江別市	12	73
	赤平市	15	35
	紋別地区	5	36
	士別地方	11	59
	上川北部	18	197
	三笠市	3	17
	根室市	15	151
	千歳市	33	308
	滝川地区広域	16	158
	砂川地区広域	21	98
	歌志内市	3	13
	深川地区	21	120
	富良野広域連合	122	1,109
	登別市	3	26
	西胆振	73	646
	北広島市	19	171
	石狩北部地区	24	190
	南渡島	60	289
	渡島西部広域	15	157
	森町	3	24
	八雲町	11	118
	長万部町	1	4
	檜山広域	54	519
	岩内・寿都地方	12	106
	羊蹄山ろく	242	1,777
	北後志	81	707
	南空知	13	154
	上砂川町	1	15
	上川中部	12	120
	大雪山	76	795
	増毛町	16	135
北留萌	29	314	
南宗谷	5	86	
利尻礼文	28	280	
美幌・津別広域	3	36	
斜里地区	10	73	
遠軽地区広域	23	206	
白老町	11	109	
胆振東部	1	9	
日高西部	26	233	
日高中部	34	310	
日高東部	10	61	
北十勝	13	101	
西十勝	34	285	
南十勝	26	129	
東十勝	11	141	
池北三町	34	216	
釧路東部	18	186	
釧路北部	47	395	
根室北部	38	387	
青森県	青森地域広域	84	641
	弘前地区	162	1,033
	八戸地域広域	347	891
	黒石地区	40	518
	五所川原地区	45	128
	十和田地域広域	36	335
	三沢市	13	54
	下北地域広域	64	551
	つがる市	17	115
	平川市	38	156
	北部上北広域	21	146
	鯉ヶ沢地区	51	346
	板柳町	2	15
	中部上北広域	6	75

岩手県	盛岡地区広域	635	2,852	
	宮古地区広域	53	545	
	大船渡地区	14	127	
	花巻市	62	457	
	北上地区	11	75	
	久慈広域連合	23	152	
	遠野市	11	103	
	一関市	21	156	
	陸前高田市	6	62	
	釜石大槌地区	16	133	
	二戸地区広域	66	376	
	奥州金ヶ崎	71	585	
	宮城県	仙台市	148	1,677
		石巻地区広域	134	1,181
		塩釜地区	76	622
気仙沼・本吉地域広域		69	776	
仙南地域広域		93	938	
名取市		7	57	
岩沼市		18	172	
登米市		60	538	
栗原市		29	242	
大崎地域広域		113	1,373	
亶理地区		9	97	
黒川地域		45	307	
秋田県		秋田市	71	614
		能代山本広域	180	454
		横手市	32	428
	大館市	41	415	
	男鹿地区	30	363	
	湯沢雄勝広域	34	386	
	鹿角広域	34	324	
	由利本荘市	110	567	
	湖東地区	2	18	
	大曲仙北広域	167	763	
	北秋田市	14	120	
	にかほ市	11	78	
	山形県	山形市	86	707
		米沢市	28	213
		鶴岡市	86	774
酒田地区広域		73	783	
最上広域		10	112	
西村山広域		28	323	
上山市		30	527	
村山市		5	50	
西置賜		24	216	
天童市		10	80	
東根市		10	49	
尾花沢市		3	31	
南陽市		8	70	
高島町		2	52	
川西町		1	24	
福島県	福島市	49	396	
	会津若松地方広域	105	879	
	郡山地方広域	244	1,178	
	いわき市	161	1,568	
	白河地方広域	57	568	
	須賀川地方広域	64	563	
	喜多方地方広域	123	1,307	
	相馬地方広域	10	79	
	安達地方広域	19	205	
	伊達地方	9	63	
	南会津地方広域	106	1,344	
	双葉地方広域	19	189	
	茨城県	水戸市	233	1,246
		日立市	52	512
		土浦市	18	169
茨城西南地方広域		54	652	
石岡市		14	114	
筑西広域		48	476	
稲敷地方広域		29	212	
常総地方広域		18	183	
常陸太田市		26	115	
高萩市		3	44	
北茨城市		22	188	
笠間市		40	554	
取手市		10	63	
つくば市		39	378	
ひたちなか市		37	335	
鹿島地方	82	618		
鹿行広域	26	209		
かずみがうら市		20		
小美玉市	5	38		

(茨城県)	茨城町	13	92
	東海村	6	53
栃木県	宇都宮市	101	1,350
	足利市	31	257
	栃木地区広域	31	230
	佐野地区広域	11	120
	鹿沼市	26	121
	日光市	115	1,005
	小山市	52	427
	芳賀地区広域	54	543
	大田原地区広域	34	245
	塩谷広域	64	350
群馬県	黒磯那須	198	2,703
	南那須地区広域	32	319
	石橋地区	47	442
	前橋市	48	504
	高崎市等広域	101	797
	桐生市	36	283
	伊勢崎市	37	279
	太田市	37	437
	利根沼田広域	150	1,641
	館林地区	19	151
埼玉県	狭川広域	53	423
	多野藤岡広域	25	142
	富岡甘楽広域	24	294
	吾妻広域	227	1,529
	さいたま市	249	1,343
	川越地区	64	392
	熊谷市	60	535
	川口市	68	362
	行田市	15	118
	秩父	113	1,469
千葉県	所沢市	46	264
	埼玉西部広域	42	368
	加須地区	11	75
	児玉郡市広域	73	449
	比企広域	46	349
	狭山市	10	87
	羽生市	26	232
	埼玉県央広域	31	197
	深谷市	66	546
	上尾市	32	215
草加市	15	97	
越谷市	35	212	
蕨市	8	71	
戸田市	19	96	
入間市	19	146	
鳩ヶ谷市	8	94	
朝霞地区埼玉県西南部	35	251	
久喜地区	16	86	
八潮市	1	10	
入間東部地区	22	171	
三郷市	13	73	
蓮田市	8	44	
坂戸・鶴ヶ島	18	153	
幸手市	4	18	
吉川松伏	9	85	
伊奈町	7	66	
西入間広域	6	58	
白岡町	6	38	
杉戸町	10	66	
千葉市	130	1,043	
銚子市	23	157	
市川市	70	435	
船橋市	105	673	
安房郡市広域	391	3,517	
木更津市	16	146	
松戸市	69	547	
野田市	44	342	
長生郡市広域	44	612	
成田市	25	260	
佐倉市八街市酒々井町	52	360	
山武郡市広域	64	467	
旭市	147	820	
習志野市	12	87	
柏市	19	107	
夷隅郡市広域	148	1,559	
市原市	50	505	
流山市	29	184	
八千代市	21	156	
我孫子市	26	230	
鎌ヶ谷市	17	86	

(千葉県)	君津市	25	249	
	富津市	29	304	
	浦安市	15	101	
	四街道市	20	210	
	印西地区	9	70	
	富里市	13	176	
	匝瑳市横芝光町	85	262	
	香取広域	47	329	
東京都	東京消防庁	726	2,883	
	大島町	79	662	
	三宅村	18	138	
	御蔵島村	14	74	
八丈町	25	169		
	神奈川県			
横浜市	183	1,644		
川崎市	290	1,556		
横須賀市	96	784		
平塚市	62	666		
鎌倉市	48	508		
藤沢市	97	512		
小田原市	45	461		
茅ヶ崎市	55	277		
逗子市	11	69		
相模原市	140	887		
三浦市	34	215		
秦野市	120	689		
厚木市	50	303		
大和市	53	384		
伊勢原市	36	329		
海老名市	14	90		
座間市	25	181		
足柄	51	660		
綾瀬市	14	105		
葉山町	12	88		
寒川町	10	87		
大磯町	4	21		
二宮町	10	90		
箱根町	89	763		
湯河原町	50	443		
愛川町	10	70		
清川村	2	29		
新潟県	新潟市	140	1,558	
	長岡市	67	853	
	三条市	28	228	
	柏崎市	71	491	
	見附市	6	59	
	村上市	83	905	
	糸魚川市	29	253	
	五泉市	13	147	
	阿賀野市	4	21	
	佐渡市	82	946	
	魚沼市	21	225	
	南魚沼市	75	662	
	阿賀町	9	78	
	小千谷地域	12	100	
	加茂地域	4	41	
	燕・弥彦	11	83	
	新発田地域広域	27	250	
十日町地域	42	201		
上越地域	101	1,041		
富山県	富山市	150	916	
	高岡市	41	427	
	魚津市	6	56	
	氷見市	6	83	
	滑川市	5	43	
	黒部市	13	184	
	砺波広域圏	59	584	
	小矢部市	10	92	
	射水市	15	134	
	上市町	9	105	
	立山町	16	162	
	入善町	9	70	
	朝日町	5	27	
	石川県	金沢市	95	858
		七尾鹿島広域圏	31	239
		小松市	22	150
		奥能登広域圏	79	760
加賀市		14	140	
羽咋郡市広域圏		28	293	
かほく市		4	23	
白山石川広域		45	356	
能美広域		7	58	
津幡町		4	28	
内灘町	2	12		
福井県	福井市	50	531	

(福井県)	敦賀美方	181	1,717	
	若狭	221	1,922	
	大野市	44	843	
	鯖江・丹生	40	286	
	嶺北	30	244	
	南越	102	525	
	永平寺町	7	61	
山梨県	甲府地区広域	51	304	
	富士五湖広域	321	3,352	
	都留市	41	411	
	東山梨	61	549	
	大月市	27	225	
	峡北広域	169	2,226	
	南アルプス市	88	366	
	笛吹市	26	269	
	上野原市	25	223	
	峡南広域	34	310	
長野県	長野市	205	2,110	
	松本広域	300	1,976	
	上田地域広域	130	1,328	
	諏訪広域	292	3,314	
	飯田広域	87	731	
	須坂市	53	593	
	佐久広域連合	413	2,802	
	伊那	49	393	
	伊南	31	379	
	岳南広域	29	287	
	北アルプス広域	294	3,098	
	岳北	89	1,156	
	千曲坂城	19	194	
	木曾広域	87	657	
	岐阜県	岐阜市	63	519
		大垣	22	193
		高山市	110	1,337
多治見市		21	161	
中濃		21	161	
中津川市		45	683	
瑞浪市		12	90	
恵那市		47	159	
可茂		45	336	
土岐市		15	131	
各務原市		14	165	
山県市		3	13	
飛騨市		8	408	
本巣		5	37	
郡上市		52	454	
下呂市		30	281	
海津市		2	24	
羽島郡広域連合	4	43		
養老町	7	56		
不破	7	79		
揖斐郡	7	47		
静岡県	静岡市	218	1,363	
	浜松市	135	956	
	沼津市	117	1,103	
	熱海市	73	634	
	三島市	12	111	
	富士宮市芝川町	43	380	
	伊東市	167	1,861	
	島田市	37	337	
	富士市	36	313	
	磐田市	21	135	
	焼津市	35	270	
	掛川市	14	111	
	藤枝市	40	216	
	御殿場市・小山町広域	55	257	
	袋井市森町広域	61	404	
	下田地区	181	1,728	
	裾野市	9	80	
湖西市・新居町広域	8	61		
牧之原市御前崎市広域	38	429		
菊川市	23	209		
東伊豆町	24	212		
西伊豆広域	103	888		
清水町	2	9		
長泉町	5	45		
吉田町牧之原市広域	17	140		
愛知県	名古屋市	334	2,190	
	豊橋市	68	465	
	岡崎市	37	262	
	一宮市	41	251	
	瀬戸市	22	168	
	知多中部広域	89	689	
	春日井市	73	437	

(愛知県)	豊川市	16	169	
	津島市	12	57	
	衣浦東部広域連合	59	460	
	豊田市	138	941	
	西尾市	11	99	
	蒲郡市	3	24	
	犬山市	21	149	
	常滑市	18	140	
	江南市	2	19	
	小牧市	30	185	
	稲沢市	20	158	
	新城市	6	37	
	東海市	9	55	
	大府市	13	94	
	知多市	15	133	
	尾張旭市	25	146	
	岩倉市	5	22	
	豊明市	7	46	
	尾三	35	237	
	田原市	9	89	
	愛西市	9	72	
	西春日井広域	12	71	
	海部南部	7	85	
	長久手町	25	140	
	海部東部	10	53	
	蟹江町	7	67	
	知多南部	68	1,025	
幡豆郡	13	173		
幸田町	10	72		
三重県	津市	60	382	
	四日市市	64	486	
	伊勢市	32	275	
	松阪地区広域	43	387	
	桑名市	34	258	
	鈴鹿市	57	524	
	名張市	36	219	
	三重紀北	69	904	
	亀山市	5	40	
	鳥羽市	40	424	
滋賀県	熊野市	23	175	
	志摩広域	76	800	
	伊賀市	23	185	
	菟野町	19	197	
	紀勢地区広域	20	124	
	京都府	大津市	125	999
		彦根市	77	381
		湖北地域	88	732
		東近江	144	784
		湖南広域	64	574
甲賀広域		77	530	
高島市		208	1,110	
愛知郡広域		13	140	
京都市		295	2,453	
福知山市		33	270	
大阪府	舞鶴市	99	1,247	
	綾部市	9	78	
	宇治市	28	252	
	宮津与謝	58	565	
	京都中部広域	40	378	
	城陽市	15	134	
	乙訓	14	94	
	八幡市	10	100	
	京田辺市	7	45	
	京丹後市	88	948	
	相楽中部	12	146	
	精華町	5	35	
	大坂市	432	2,475	
	堺市	231	1,491	
	岸和田市	44	315	
	豊中市	57	391	
	池田市	42	482	
吹田市	60	281		
泉大津市	19	79		
高槻市	64	486		
貝塚市	40	244		
守口市門真市	69	426		
枚方寝屋川	92	650		
茨木市	46	210		
八尾市	44	350		
泉佐野市	39	1,002		
富田林市	116	511		
河内長野市	95	256		
松原市	47	244		
大東市	29	47		

(大阪府)	和泉市	71	677	
	箕面市	52	267	
	柏原羽曳野藤井寺	68	439	
	摂津市	21	126	
	東大阪市	159	864	
	泉南市	19	116	
	四條畷市	13	133	
	交野市	16	89	
	大阪狭山市	2	4	
	阪南町	22	135	
	島本町	5	29	
	豊能町	9	72	
	能勢町	31	257	
	忠岡町	8	65	
	熊取町	15	130	
	河南町	5	123	
	兵庫県	神戸市	201	1,280
姫路市		171	751	
尼崎市		65	411	
明石市		23	105	
西宮市		19	132	
淡路広域		103	1,030	
芦屋市		10	77	
伊丹市		38	285	
相生市		14	51	
豊岡市		113	1,010	
加古川市		34	224	
赤穂市		17	138	
にしたか		11	114	
宝塚市		38	268	
高砂市		14	79	
川西市		26	218	
小野市		8	87	
三田市		16	52	
加西市		9	84	
篠山市		20	152	
養父市		7	93	
丹波市		32	288	
朝来市		33	307	
宍粟市		41	227	
加東市		7	58	
たつの市		21	191	
猪名川町		2	26	
佐用町	6	76		
美方広域	76	783		
奈良県	奈良市	71	745	
	中和広域	53	428	
	大和郡山市	19	422	
	山辺広域	30	194	
	桜井市	4	28	
	五條市	13	113	
	生駒市	13	111	
	香芝・広陵	22	79	
	葛城市	1	7	
	宇陀広域	15	152	
	西和	18	142	
	吉野広域	33	400	
	中吉野広域	186	506	
	野迫川村	14	126	
	十津川村	34	350	
	和歌山県	和歌山市	77	580
		海南市	22	195
橋本市		21	209	
有田市		13	86	
御坊市		20	206	
田辺市		100	1,085	
新宮市		25	272	
那賀		31	245	
紀美野町		6	118	
伊都		25	293	
高野町		3	32	
湯浅広川		14	140	
有田川町		20	162	
日高広域		63	791	
白浜町		80	949	
那智勝浦町		19	158	
串本町		55	449	
北山村	4	30		
鳥取県	鳥取県東部広域	146	1,222	
	鳥取県西部広域	159	1,221	
	鳥取中部ふるさと広域連合	38	272	
島根県	松江市	152	962	
	浜田市	73	598	

(島根県)	出雲市	68	410	
	益田広域	92	658	
	大田市	57	267	
	安来市	11	80	
	江津邑智	75	784	
	雲南	41	361	
	隠岐広域連合	91	568	
岡山県	岡山市	163	1,031	
	倉敷市	100	882	
	津山圏域	43	404	
	玉野市	26	230	
	笠岡地区	43	401	
	井原地区	15	147	
	総社市	37	227	
	高梁市	21	100	
	新見市	77	258	
	東備	40	354	
	瀬戸内市	48	391	
	赤磐市	12	69	
	真庭市	104	545	
美作市	100	533		
広島県	広島市	105	1,023	
	呉市	57	648	
	東広島市	42	366	
	三原市	57	615	
	尾道市	63	658	
	福山地区	126	997	
	備北地区	115	619	
	大竹市	6	46	
	廿日市市	11	248	
	安芸高田市	25	89	
	江田島市	2	16	
	府中町	1	4	
	北広島町	90	652	
	山口県	下関市	121	940
		宇部市	94	455
		山口市	153	629
		萩市	55	618
防府市		34	254	
下松市		1	25	
岩国地区		65	523	
光地区		30	271	
長門市		17	190	
柳井地区広域		57	325	
美祢市		17	145	
周南市		37	390	
山陽小野田市		25	233	
徳島県	徳島市	60	594	
	鳴門市	17	184	
	小松島市	10	71	
	阿南市	26	332	
	徳島中央広域	26	162	
	美馬市	5	41	
	みよし広域連合	6	49	
	名西	7	67	
	海部	43	410	
	板野東部	22	116	
	板野西部	5	39	
	美馬西部	7	53	
	香川県	高松市	92	780
丸亀市		34	195	
坂出市		13	122	
善通寺市		8	49	
三観広域		35	293	
大川広域		54	418	
小豆地区		38	371	
直島町		8	55	
仲多度南部		3	24	
多度津町		16	80	
愛媛県		松山市	142	1,459
		今治市	41	405
		宇和島地区広域	55	390
	八幡浜地区	56	450	
	新居浜市	73	508	
	西条市	20	142	
	大洲地区広域	37	228	
	伊予	13	121	
	四国中央市	23	181	
	西予市	29	217	
	東温市	4	55	
	上島町	9	40	
	久万高原町	7	76	
愛南町	1	6		

高知県	高知市	39	254
	安芸市	9	102
	南国市	20	160
	土佐市	19	62
	高幡	29	308
	幡多西部	56	558
	土佐清水市	36	389
	幡多中央	35	371
	香南市	15	153
	香美市	14	117
	中芸広域連合	3	21
福岡県	藤北広域	8	67
	仁淀	6	46
	高吾北広域	4	39
	北九州市	104	970
	福岡市	198	1,179
	大牟田市	31	260
	久留米広域	89	736
	直方市	17	174
	飯塚地区	74	492
	田川地区	17	255
	柳川市	14	124
福岡県	八女	23	156
	筑後市	32	268
	大川市	9	66
	行橋市	3	25
	京築広域圏	23	162
	中間市	15	142
	筑紫野大宰府	24	147
	春日・大野城・那珂川	53	373
	宗像地区	49	369
	糸島地区	32	301
	粕屋北部	15	100
佐賀県	直方・鞍手広域	48	280
	甘木・朝倉	15	106
	みやま市	11	109
	粕屋南部	35	370
	遠賀群	20	151
	苅田町	7	30
	佐賀広域	96	935
	唐津市	79	665
	鳥栖・三養基地区	23	263
	伊万里市	13	71
	杵藤地区広域	84	842
長崎県	神埼地区	18	119
	有田町	9	68
	長崎市	258	1,529
	佐世保市	334	2,401
	島原地域広域	75	600
	県央地域広域	100	1,286
	平戸市	20	138
	松浦地区	24	186
	対馬市	211	3,141
	壱岐市	42	394
	五島市	65	569
熊本県	新上五島町	44	388
	熊本市	108	827
	八代広域	42	320
	人吉下球磨	13	97
	有明広域	47	347
	水俣芦北広域	15	156
	山鹿植木広域	131	584
	菊池広域連合	57	464
	宇城広域	42	298
	天草広域連合	103	930
	阿蘇広域	788	2,197
大分県	高遊原南	10	137
	上益城	34	326
	上球磨	9	102
	大分市	95	661
	別府市	56	528
	中津市	31	311
	日田玖珠広域	125	1,368
	佐伯市	21	102
	臼杵市	25	272
	津久見市	11	78
	竹田市	30	220
豊後高田市	28	271	
杵築速見	13	114	
宇佐市	69	542	
豊後大野市	20	208	
由布市	238	6,400	
国東市	49	229	

宮崎県	宮崎市	198	1,149
	都城市	53	408
	延岡市	27	231
	日南市	13	85
	西諸広域	25	314
	日向市	31	300
	串間市	6	62
	西都市	22	50
	宮崎県東児湯	44	417
	美郷町	7	64
	高千穂町	8	68
	日之影町	7	44
	五ヶ瀬町	9	86
	鹿児島県	鹿児島市	148
大隅肝属地区		96	989
南薩地区		57	570
阿久根地区		21	208
出水市		11	102
伊佐湧水		22	226
指宿地区		48	427
熊毛地区		215	2,054
垂水市		7	56
薩摩川内市		109	1,145
日置市		25	267
大隅管於地区		56	572
霧島市		58	593
いちき串木野市		12	138
大島地区		154	1,072
三島村		11	86
十島村		22	165
さつま町		4	28
始良郡西部		27	274
徳之島地区		27	211
冲永良部与論地区広域		14	163
沖縄県	那覇市	34	281
	宜野湾市	16	95
	石垣市	158	1,098
	浦添市	39	184
	名護市	17	102
	糸満市	23	170
	沖縄市	51	368
	豊見城市	20	132
	うるま市	5	64
	島尻	82	574
	国頭地区	145	896
	本部町今帰仁村	18	96
	金武地区	174	826
	比謝川ニライ	32	139
	東部	21	136
	渡嘉敷村	21	250
	座間味村	33	204
	伊平屋村	6	74
	久米島町	15	195
	合計	41,343	330,771

別記様式 1-1 (都道府県用様式 (物品譲与申請書提出用))

〇〇〇 第 〇〇〇 号
平成 21 年 月 日

総務省消防庁長官 殿

〇 〇 県 知 事 印



連動型住宅用火災警報器の譲与に係る物品譲与申請書の提出について

標記について、管内消防本部等の物品譲与申請書を別添のとおり取りまとめましたので提出いたします。

別記様式 1-2 (物品譲与申請書)

〇〇〇第〇〇〇号
平成21年 月 日

総務省消防庁長官 殿

〇〇消防長 (市町村長) 印

物品譲与申請書

市町村名等	市町村名	〇〇市
	消防本部名※	□□消防本部
	所在地	△△県〇〇市1-1
	役職及び氏名	□□消防長 (市町村長) 消防 太郎
物品の品名 及び数量	品名	連動型住宅用火災警報器
	数量	〇個
使用目的	防火安全教育・指導に使用するため	
譲与を必要とする理由	自力避難困難な者が寝泊まりするなど火災危険性の高い社会福祉施設、簡易宿泊所等において、火災を早期に覚知し、適切な通報・初期消火・避難誘導等が可能となるよう、連動型住宅用火災警報器を用いた防火安全教育・指導を実施するため、当該物品の譲与を申請します。	
備考		

※消防本部を設置していない場合は空欄として下さい。

別記様式 2-2（協議窓口登録票（消防本部等））

消防本部 等名	部署名	役職名	氏名	電話番号	FAX	E-mail

※「消防本部等名」は、仕様書の別表に示す消防本部等名（「〇〇市」「〇〇広域」等）で記入して下さい。